

## 意見募集要綱

今後のBS及び東経110度CSにかかる衛星放送インフラのあり方等について意見提出される方は、下記により提出してください。

### 1 意見募集対象

意見募集にあたって、以下の項目（1）及び（2）を募集対象とします。

#### （1）衛星放送インフラのあり方

2029年度（令和11年度）後半の打上げを目指としている新規衛星を含むBS及び東経110度CSに係る衛星放送インフラ（放送衛星及び地上施設）に関し、以下に掲げる項目についての意見を募集します。

- ・衛星放送インフラの調達・整備等に関して留意すべきであると考える事項
- ・インフラコストに係る透明性の確保に資するため、衛星放送インフラを提供する事業者が基幹放送事業者に対して提供すべきであると考える情報に関する事項
- ・衛星放送インフラのコスト低減化のために留意すべきであると考える事項
- ・衛星放送インフラの安定的な運用のために留意すべきであると考える事項
- ・衛星放送の普及のために衛星放送インフラの提供事業者が留意すべきであると考える事項

#### （2）衛星放送に関する制度や取組等

（1）の他に、以下に掲げる項目についての意見を募集します。

- ・衛星放送に係る制度や衛星放送インフラの活用のあり方に関する事項
- ・その他今後の衛星放送のあり方に関する事項

### 2 意見の提出方法・提出先

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : eisei-housou\_atmark\_soumu.go.jp

総務省 情報流通常行政局 放送業務課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) のe-Go を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

## （2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送業務課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 4 意見提出期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月27日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 5 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である項目以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 連絡先窓口

総務省情報流通行政局放送業務課

電話 : 03-5253-5799

電子メールアドレス : eisei-housou\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。